

楽暮プロジェクト会則

第1章 総則

第1条（名称） 本会は、楽暮プロジェクト（以下本会）と称する。

第2条（所在地） 本会は事務局を本会代表者の住所内におく。本会代表者氏名および事務局所在地は会則付記事項に明記する。

第2章 目的および活動

第3条（目的） 本会は、障害者とのコミュニケーション技法であるAAC（Augmentative & Alternative Communication：拡大代替コミュニケーション）とその支援技術であるAT（Assistive Technology）についての情報交換の場であり、障害があっても楽しく暮らせる社会を目指す。そのためAAC及びe-AT（電子情報支援技術）の普及・発展に寄与することを目的とする。

第4条（活動） 本会は、前条の目的を達成するため、下記の活動を行う。

- （1）実践の紹介、支援機器の紹介、セミナー、おもちゃの改造やスイッチ等の製作活動などを行う月例会の開催
- （2）イベント（セミナー、展示会、交流会など）の開催
- （3）AACやATの普及および向上、指導者の育成、調査研究に関すること
- （4）その他、本会の目的達成に必要な活動

第3章 会員・役員および顧問

第5条（会員） 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、本会とともに活動することを希望する個人もしくは団体とし、年会費を納入することで会員になれる。ただし、メーリングリストのみの参加者（メール会員）を認め、その場合年会費は徴収しない。

第6条（役員） 本会は若干名の役員で事務局を構成する。事務局は、代表、事務局長、会計、事務局員から構成される。役員は、会員の中から総会において選出する。

第7条（顧問） 本会には、顧問を置く。顧問は総会において選出する。

第4章 総会および事務局会議

第8条（総会） 本会の総会は年に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第9条（事務局会議） 事務局会議は必要に応じて開催し、会務運営に関する重要事項を審議し議決する。

第5章 会計

第10条（経費） 本会の経費は会員の年会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第11条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 補則

第12条（会則の変更） 会則の変更は、事務局会議で討議し、総会において決定する。

付則

1. この会則は2006年3月4日から施行する。

（代表氏名） 竹島 久志

（事務局所在地） ※ホームページ上では公開しない。